

東三河陸上競技協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は東三河陸上競技協会（以下、本会という）と称する。事務局を秘書の在勤先に置く。

(目的)

第2条 本会は、東三河地区の陸上競技の振興を目的とする。

(事案)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 東三河地区の各種陸上競技大会の運営
- 2 東三河地区で行われる（財）日本陸上競技連盟、（財）愛知陸上競技協会主催の陸上競技大会に対する協力。
- 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- 1 東三河地区に在住又は勤務、在校する登録又は登録競技者。
- 2 東三河地区とは、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡とする。但し、高体連は高体連支部の区分とする。中学校の登録は中小体連盟支部の区分とする。

(役員設置)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 1名 理事 若干名
秘書 若干名 監事 若干名 専門委員会 若干名
- 1 本会は業務の円滑な運営を図るために理事会の推薦および承認をえて顧問をおくことができる。
 - 2 会長は理事会の推薦及び承認により決定する。会長は本会を統括する。
 - 3 副会長は理事会の推薦及び承認により決定する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
 - 4 理事長・副理事長は理事会の推薦及び承認により選出し、一般業務を執行する。
 - 5 参与は理事会の推薦及び承認をえて会長より委嘱し、本会の諮問機関とする。
 - 6 理事は各部（一般、中小、高校、地区、女性）において選出し、会長より委嘱し、諸般の計画事項を執行する。
 - 7 秘書は理事会により選出され、会長が委嘱し一般の庶務に従事する。
 - 8 専門委員会は理事会により選出せられ会長が委嘱し、それぞれの仕事の企画運営にあたる。

(1) 総務委員

- ① 協会の行事（総会・役員会・懇親会等）の執行に関することを統括する。
- ② 他の機関との調節を図る。
- ③ 登記・登録及び会員の資格に関する業務にあたる。
- ④ 表彰に関する業務にあたる。
- ⑤ 刊行印刷物の編集・発行に関する業務にあたる。
- ⑥ 慶弔に関する業務にあたる。

- (2) 競技役員 競技会開催に伴うプログラムの編成及び競技会の運営準備にあたる。
- (3) 審判委員 競技会に必要な審判の編成、審判員の養成、研修申請の業務にあたる。
- (4) 記録委員 記録の作成、保存、申請の業務にあたる。
- (5) 施設委員 競技に必要な施設の管理及び資材の調達の業務にあたる。
- (6) 強化委員 東三河地区競技者の育成、指導の業務にあたる。

(理事会)

第6条

- 1 理事会は必要に応じて理事長が招集する。
 - 2 総会は必要に応じて行い、招集は会長が行う。
 - 3 理事会は次の事項について議決することができる。
 - (1) 予算計画、決算報告
 - (2) 事業計画、事業報告
 - (3) 会長、副会長、理事、参与の承認及び選出
 - (4) (財)愛知陸上競技協会への役員承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) その他の重要事項
- なお、理事会の決議については、出席理事の半数以上の同意を得て成立する。
- 4 会長・副会長は、理事会に出席し、それぞれの資格で意見を述べることができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、補充指名された役員任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(経費)

第8条 本会の経費は会費並びに寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第9条 会費は年額1000円とする。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第11条 本規約の改正は、総会出席者の2分の1以上の同意を得て成立する。

制定 昭和28年4月 1日
改正 平成13年1月21日
一部改正 平成24年1月 8日
一部改正 平成28年1月10日